

令和7年7月25日（金）10時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第185回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第185回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員におかれましては、カメラ、マイクの通信はオフ（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをオンに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、画面上部のアイコンから「手を挙げる」を選択いただくか、カメラ、マイクをオンにして「部会長」と発言いただき、部会長より指名がありましたらご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

なお、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手していただき、部会長より指名がありましたら、お手元のトークボタンを押して、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言していただき、発言が終わりましたら再度ボタンを押してマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中11名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただきます。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は48ページ物で各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

議事に入ります前に、臨時委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。使用者委員の小笠原委員、木上委員、及び土屋委員が退任され、7月から新たに岩男委員、加藤委員、及び松本委員が就任されました。

それでは、岩男委員、お手元のトークボタンを押していただき、一言ご挨拶をいただ

ればと存じます。

【岩男臨時委員】 今、ご紹介にあずかりました岩男でございます。日本旅客船協会の理事を務めております。本日から参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。なお、新たに就任されました加藤委員、松本委員におかれましては、本日、ご欠席となっておりますことをご報告いたします。

また、事務局を務めさせていただいている海事局に人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。船員政策課、尾崎課長補佐です。

【尾崎船員政策課課長補佐】 船員政策課の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 紹介は以上となります。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は所用により加藤部会長がご欠席のため、小西部会長代理に司会進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【小西部会長代理】 よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事を進めてまいりたいと思います。議題1の審議事項であります「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金）の改正について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 船員政策課の成瀬でございます。

特定最低賃金の改正につきまして、ご説明いたします。資料は、通し番号5ページをご覧ください。令和7年7月17日付で国土交通大臣より交通政策審議会会長宛てに諮問第482号、船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金）の改正につきまして、最低賃金法第35条第7項の規定に基づき諮問させていただきました。

資料1-2、次のページ、通し番号6ページをご覧ください。諮問についての概要になります。最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設定するものがございます。船員に関しましては、国土交通大臣が交通政策審議会の調査審議を求め、その意見を聞いて決定することとなっております。

現在の設定業種は、内航鋼船の船員につきましては昭和43年度から、旅客船の船員につきましては昭和48年度から、漁船員につきましては昭和56年度から、それぞれ設定されております。また、令和4年度からは従前の漁業（遠洋まぐろ）を漁業（かつお・まぐろ）に改正し、遠洋かつお、近海かつお・まぐろを含む業種へと拡大した上で設定しております。さらに、昨年度からは従前の漁業（大型いか釣り）を、中型いか釣りを含む業種へと拡大し、漁業（いか釣り）とした上で設定させていただいているところです。

今般、諮問させていただきました業種は船員の生計費、類似の船員の賃金、通常の事業の賃金支払い能力、これらを考慮いたしまして、全国内航鋼船運航業、海上旅客運送業、漁業（かつお・まぐろ）、及び漁業（いか釣り）の最低賃金の4業種になります。

資料の7ページにつきましては、現在、中央で設定されております4業種の最低賃金額や公示日などを一覧表にまとめたものになります。また、その次のページ以降には、これら4業種の現在の最低賃金についての決定公示文を添付しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【小西部会長代理】 ご説明ありがとうございました。

それでは、本件につきましてご質問等がございましたらお願いたします。遠藤委員、よろしくお願いたします。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。よろしくお願いたします。

質問等はないんですけれども、特定最低賃金の改正に係る諮問ということで、特段意見等はございません。ただ、今回の諮問には関係ないんですけれども、ほか漁業種への拡大については、これまでと同様に拡大できるような取組を検討していただきたいと思っております。

以上です。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

そのほかご質問等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金、及び漁業（いか釣り）最低賃金の改正に関する審議につきましては、船員部会運営規則第12条第1項の規定におきまして、「船員部会に、最低賃金法第37条2項の規定に基づき、最低賃金の決定又は改正の決定の審議に必要な数の最低賃金専門部会を置く。」とされておりますので、4業種につきまして、それぞれ最低賃金専門部会を設置して審議を行うこととしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます

います。

なお、専門部会のメンバーにつきましては、船員部会運営規則第12条第5項の規定により、船員部会長が指名することとなっております。これら専門部会の具体的な人選につきましては、事務局と相談しながら進めてまいりたいと思いますが、部会長にご一任ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。審議事項である議題2の「船員法に基づく登録検査機関に関する政令の一部改正案について」、及び議題3の「船員法施行規則の一部改正案について」、続けて事務局よりご説明のほどよろしく願いいたします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 船員政策課の尾崎でございます。私のほうから議題2、3につきまして、資料2-2、3-2、ページで言いますと20ページからになります。こちらでご説明をさせていただければと思います。

まず、21ページをご覧ください。内容につきましては、議題2、3につきましては船員法、こちらは船員の雇入契約とか給料、労働時間等に関するものを定めているものがございますけれども、こちらを改正いたしまして、5月に公布されたものになります。これに関連しまして、必要な政令・省令の改正につきまして、その内容を諮問いただきたいというふうな内容になってございます。

21ページの資料につきましては、改正船員法の概要となっております。改正船員法では、左側、海技人材の確保のあり方に関する検討会で議論されました様々な課題に対する対応としまして、例えば船員不足の深刻化とか国際的な規制強化等、右にありますような内容を規定したところでございます。今回の議題に関する内容につきましては、資料におきましては緑の枠で囲んでいる部分になります。

1つ目、資料では1の⑤というふうに示しております。こちらは船舶所有者に対しまして、非常時における安全衛生確保のための基本訓練の実施義務に係る規定となっております。2つ目、2の②となっておりますけれども、こちらは我が国に入港する外国漁船がF条約に適合しているかどうかの検査を実施するための規定となっております。3つ目、2の③です。改正SOLAS条約への対応としまして、輸送中コンテナの海中転落時の即時通報義務の規定をそれぞれ規定したところでございます。

今回、これらの改正に際して必要な関係する政令・省令の改正案につきまして、ご意見を賜るものでございます。

続きまして、23ページをご覧くださいければと思います。こちらはSTCW-F条約の

概要になっております。この条約は、漁船の船員の訓練、資格証明要件等を定めております国際条約でございます。それと類似してSTCW条約というものがございまして、こちらは商船の船員の訓練、資格証明の要件等を定めています国際条約となっておりますが、F条約に関しまして、現在、我が国におきましては未批准といった状況でございます。昨年の5月、F条約の改正が採択されまして、条約そのものの発効につきましては、2026年1月の発効予定となっております。

24ページをご覧ください。こちらは基本訓練等の義務づけに関する内容になっております。基本訓練等につきましては、万が一船舶に危険が差し迫った場合に、命を守るために必要な訓練としまして、我が国が批准しておりますSTCW条約で主に商船を対象としまして、国際条約として、既に生存訓練、消火訓練、応急訓練、安全社会訓練の4つ訓練がある中で、商船におかれましては、生存訓練、消火訓練につきまして、実技講習の実施に加えまして、5年ごとの能力維持証明につきまして義務づけがなされておりました。

今回、F条約を批准する際に必要な国内法の整備を担保しまして、改正船員法では、雇入契約締結時における基本訓練の実施義務と、特定の船員の雇入契約時における実技講習の実施義務を課すこと。それに加えまして、実技講習に必要な生存訓練、消火訓練を実施する実施機関を登録制とすることにしております。こちらにつきまして、F条約が日本国において効力を生ずる日から適用されるということになっております。

この改正船員法では、基本訓練の内容について省令で定めることになっておりましたので、今回、省令においてその内容を定めることとしまして、資料で言いますと、青枠に記載のとおりの内容としたいと考えております。具体的には、漁船以外の船舶と漁船、それぞれに乗り込む船員が受ける基本訓練につきまして、基本的に上の①から④、生存、消火、応急、安全社会訓練、それぞれが必要になってまいります。漁船に乗り組む船員につきましては、④の安全社会訓練につきまして、漁船特有の知識を追加することとしたいと考えております。

また、併せまして、基本訓練の具体的内容・方法は告示で定める基準に適合したものとすることを省令で定めるものとなっております。そのほかに、基本訓練の修了証明の交付手続につきましてや、船舶所有者による基本訓練についての記録を作成・保存することについて、それぞれ省令に定めることとしたいと考えております。

25ページをご覧ください。こちらは基本訓練の実施主体とか、基本訓練に関する登録講習機関について示してございます。基本訓練の実施主体につきましては、特に実技講習

を行うこととされている特定雇入契約の対象船員に関しまして、船舶の航行区間であったり、規模、あと船員の職務内容につきまして、右側の青枠部分のとおり、省令で定めることとなっております。例えば右の青枠の中ですと、漁船ではそれぞれ航行区間としまして、EEZ外、船舶の規模として300総トン以上、対象船員の職務を全ての漁船員というふうにしております。

また、基本訓練に関する登録講習機関につきましては、改正船員法では実施講習に必要な生存訓練、消火訓練の実施期間を登録制としておるところ、先ほどもご説明しましたけれども、その登録の更新の有効期間につきまして、政令で3年と定めることとします。また、実技講習に必要な生存消火訓練の登録実施機関における登録手続、審査基準等について省令に定めることとしたいと考えております。

26ページをご覧くださいと思います。外国船舶の監督に関してでございます。こちらは、例えば外国船舶が日本の港に入港した際に、日本の検査官がその船舶の構造とか設備、あと、船員資格などが国際的な条約で定められた基準に適合しているかどうかということを確認する検査制度のことでございます。今回、省令におきまして、対象に漁船を追加することとします。

以上がF条約に関連したものとなります。

続きまして、28ページをご覧くださいと思います。こちらはSOLAS条約の概要となっておりますので、ご参考にしていただければと思っております。

内容につきましては29ページをご覧くださいと思います。改正船員法では、輸送中のコンテナが海中転落した場合に、付近を航行する船舶等へ船長による即時通報義務を課すことと、あと、船舶所有者が船長に代わって即時通報するよう努めることを規定しております。こちらはSOLAS条約の附属書の改正が日本国において効力を生じる日から適用というふうになっております。

今回、コンテナ海中転落時の即時通報義務に関しまして、義務づけられる対象の船舶であったり、通報事項、方法などを下の青枠囲みで示しておりますとおり、①から⑤のとおり省令で定めることとしたいと考えております。また、併せまして、船員法施行規則におきまして、漂流物などを発見したときに船長による通報義務が既に規定されておるんですけども、こちらはSOLAS条約の附属書の改正に伴いまして、漂流物のうちコンテナ発見時の船長による通報が義務化、通報事項が明確化されたことから、これに伴いまして、通報事項につきまして、下の①から④のとおり定めることとしたいと考えております。

以上が議題2、3の諮問事項に関する説明でございます。以上でございます。

【小西部会長代理】 ご説明ありがとうございました。

それでは、本件につきましてご質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

遠藤委員、よろしくをお願いいたします。

【遠藤臨時委員】 よろしく申し上げます。まず21ページですけれども、左の④の海技人材の多様な働き方の促進と職場環境の改善のところピンクで四角く囲まれている、「快適な海上労働環境形成の促進」ということで、この④に関係して、向かって今度は右側のピンクの④のところ、「国が指針を策定」と書かれているわけですが、「国が指針を策定」となっておりますが、今のところこれはないというふうに理解しておりますので、国が指針を策定するというのが、いつ頃策定されるのかというところの質問です。よろしく申し上げます。

【小西部会長代理】 遠藤委員、ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

【成瀬労働環境対策室長】 事務局、成瀬のほうからお答えします。

今、ご指摘のありました快適な海上労働環境に関する国が策定する指針につきましては、今回の省令改正の中には含まれておりません。それで、今後の予定としましては、この指針は告示で定めることにしておりまして、予定としては、来年度施行するという流れを考えております。その流れに向けて、余裕を持ってこの船員部会にもお諮りしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

【小西部会長代理】 遠藤委員、いかがでしょうか。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。来年に向けての指針を策定することなので、海技人材の確保のあり方に関する検討会での取りまとめの一つというふうに理解しておりますので、ここで書かれているように、快適な海上労働環境形成の促進とか、女性船員が安心して活躍できるような就労環境の整備、これらを含めての指針をしっかりと策定していただきたいと思っております。

以上です。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

何かこの点につきまして、事務局からご説明いただくことがありましたらお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 事務局の成瀬です。ご指摘のようにしっかり対応していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。そのほか、ご質問等はいかがでしょう。遠藤委員ですか、よろしくお願いいたします。

【遠藤臨時委員】 すみません、続けて言えばよかったのですが、よろしくお願いいたします。

25ページ、F条約の批准に伴ってこの基本訓練を受けるようになるということで、この基本訓練の実施主体のところ「登録講習機関」と書かれているわけなのですが、今、登録講習機関はどれぐらいあるのかというところを教えてほしいんですけども。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

この点、事務局からお答えいただけますか。よろしくお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 成瀬のほうからお答えさせていただきます。現在、実技訓練を行う基本訓練機関といたしましては、14機関が存在しております。

以上です。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。遠藤委員、よろしくお願いいたします。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。14機関というご回答だったんですけども、F条約の批准に伴って、この基本訓練を受けるのが義務づけられるということなので、今の14機関だと、これから基本訓練を受ける方の増加が考えられますが、この14機関だけでは足りないのではないかと思っています。ですから、この14機関以外に、そういった基本訓練を受ける方が支障を来さないように、受講登録講習機関の増加に向けた取組をしっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

この点、事務局から何かございましたら、よろしくお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 成瀬のほうからお答えします。おっしゃられるように、新たに基本訓練、実技訓練の対象となる方が増えるということで、事務局としても認識しております。

そこで、想定される受講者数というものがある程度見込んで、既存の基本訓練機関のほうへ、どれぐらいのキャパだったら増やせるか、実際に受講日数がどれぐらいであれば増やせるかということをお尋ねして、このぐらいの規模であれば増やせるということで回答

をいただいているところなのですが、その規模的には取りあえず収まるような形にはなっております。

ただし、船員の方にとって受講にあたり、いろいろ不便等もございますでしょうから、今後は基本訓練機関のほうを増やしていくような取組もしていきたいと考えているところです。

以上です。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。遠藤委員、お願いいたします。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

それから、外国船舶監督官のことですけれども、26ページになるのですが、F条約の批准に伴って、漁船もこれから立入検査の対象になると、こういう説明だったと思うんですけども、今の外国船舶監督官の数がどれぐらいで、今後、外国船舶監督官を増やす予定があるのかどうか。当然、批准に伴って漁船も立入検査の対象になるわけですから、今まで以上に船舶監督官の数が必要になってくるのではないかと考えられます。この点はいかがですか。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。この点、事務局からお答えいただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

【成瀬労働環境対策室長】 外国船舶の監督を担当する部署の者がこの部会には出席しておりませんので、分かる範囲ということで回答させていただきます。

現在、我が国におけます外国船舶監督官の数というのは、把握してございません。一方でF条約の批准に伴って、今回、漁船がPSCの対象になってまいりますが、我が国に入港する外国籍の漁船数としては年間10隻程度で見込んでいるということでございます。これは実態を調べた上でということでございます。ですので、外国船舶監督官への負担という、行政上の業務量の負担というのは非常に限定的なものと考えております。

一方で現在、省内でその辺の実際に定員を増やすかということも検討しているところでありますので、この場では、詳細については回答のほうを控えさせていただきますが、いずれにしても、外国船舶監督官の適切な配置というのは、当然重要なものと考えておりますので、担当課においてきちんと対応させるものと理解しております。

以上です。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

遠藤委員、いかがですか。大丈夫でしょうか。よろしく申し上げます。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。ぜひご検討いただいて、これまでの商船の立入検査に関係するところに支障を来さないように取り組んでいただけたらと思います。以上です。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。そのほか……。

【齋藤臨時委員】 齋藤です、関連で。先ほどの漁労に従事する外国船舶監督官の件なのですが、現在の国土交通省が所管する外船監という理解で聞きましたが、これは漁労に従事する外国船舶ということで、水産庁とかの連携はないんでしょうか。国交省の外船監のみで対応するという理解なのでしょうか。

【小西部会長代理】 この点いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

【成瀬労働環境対策室長】 今回、P S Cの対象ということで船員法上の項目に関しましてP S Cの対象とするということになるのですが、その点に関しましては、国土交通省のP S C担当のみで対応するという理解でおります。

【小西部会長代理】 いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

【齋藤臨時委員】 ということで、新たに10隻という程度でというお話でしたけれども、漁船は商船とは違いますので、そこはしっかりと把握した上で、監督・監視体制を取っていただければと思います。

【小西部会長代理】 齋藤委員、ありがとうございます。

この点につきまして、補足で事務局からお願いたします。

【成瀬労働環境対策室長】 今申し上げられた内容につきましては、P S Cの担当部署のほうにも伝えておきたいと思います。ありがとうございます。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

そのほか、何かご質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかになれば、次回、ご説明いただきました2件の答申の決定に向けた議論をすることとしたいと思います。つきましては、何かございましたら遅くとも8月8日までに、書面にて、事務局である船員政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。よろしくお願いたします。

それでは、次に移らせていただきます。審議事項である議題4の「船員に関する育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」、及び議題5の「子の養育または家族の介護を行い、または行うこととなる船員の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために事業主が講ずべき

措置等に関する指針の一部を改正する告示案について」、続けて、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。船員政策課の尾崎でございます。私のほうから説明をさせていただければと思います。

議題4、5につきましては、資料につきましては、資料右上4-2、5-2、ページ数で言いますと、通し番号39ページからになっております。こちらの育児・介護支援制度の詳細を定める省令、告示内容につきまして、諮問をいただきたいというふうな内容になっております。

資料の40ページをご覧ください。こちらにつきましては、育児・介護休業法等の改正概要になっております。ここでは仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取、配慮であったりとか、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置に関して、事業主の義務が規定されたところでございます。この改正育介法の一部施行、こちらは7年10月1日に予定しておりますけれども、これに伴いまして、船員に係る支援制度の詳細を定めております省令、告示、こちらを所定の改正を行う必要があるというふうな内容になっております。

資料41ページをご覧ください。3歳から小学校就学前の子を養育する船員に関しまして、事業主が行う柔軟な働き方を実現するための措置のうち、青枠、赤枠で囲んでおります陸上勤務、国土交通省令で定めるものにつきまして、具体的な内容を省令、公示にて定めることとしたいと考えております。

具体的な内容を次のページでお示ししております。42ページをご覧ください。まず、上の陸上勤務につきましては、原則として、1年につきまして30日以上の日数の陸上勤務を行える環境を整備することとしたいと考えております。この30日以上という日数につきましては、対象船員の方については船から陸上へ配置転換が伴うことが予想されるので、短期間での陸上勤務は現実的に困難であるというふうなことを考慮した目安の日数でございます。一方で、陸上勤務の措置を希望する船員の希望を考慮した上で、30日以上よりも短期間の設定を行うことも可能とするということを告示において具体的に定めることとしたいと考えております。

2つ目、国土交通省令で定めるものにつきましては、事業主が選択して措置する制度として、省令において定めることとしたいと考えております。具体的には①、こちらは日常の家事負担軽減サービスへの支援に代表されるような、子の養育に必要な家事支援、②に

つきましては、補償休日等を付与する際に、子供の夏休みであったりとか、そういったイベントごとに合わせるような形で船員の希望を勘案した措置にしてほしいというような内容となっております。③につきましては、保育施設の設置・運営等、こちらは事業主が自らやる場合とか、事業者へ委託して保育施設を設置・運営する場合があるかと考えておりますけれども、そのほか船員から委任を受けてベビーシッターの手配と費用負担を行う場合、船員から委任を受けてベビーシッターを手配した費用負担、いずれかの内容としたいと考えております。

43ページをご覧ください。続きまして、先ほど柔軟な働き方を実現するための措置のほか、こちらに示している内容につきましても、省令、告示において定めることとしたいと考えております。個別意向の聴取、具体的には妊娠・出産の申出時とか、3歳になる前の時期の事業主の各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する個別の意向を聴取することに関しまして、①意向聴取の方法や、②聴取内容につきまして、青枠の表の中のとおり定めることとしたいと考えております。内容につきましては、働き方を実現するために先ほどの措置、こちら2つ以上の内容とか、深夜業に制限する内容につきまして定めるような形になっています。方法は①から④が書かれておりますけれども、一般的な通信方法というような形になっております。

そのほか、告示におきまして、個別意向の聴取と配慮につきまして、具体的には、法律で規定しているような意向聴取のほかに、育児休業後の復帰時とか、これは普通のことかもしれませんけれども、船員から申出があった際に船員の意向を確認することが望ましいことであったりとか、育児期の定期的な面談につきまして、具体的には、例えば始業とか終業の時刻、就業の場所であったり業務量、こちらを事業者さんの状況に応じつつ、配慮することを考えることなどを告示において定めることとしたいと考えております。

以上が議題4、5につきまして、船員に関する育児・介護支援制度の詳細を定める省令改正の内容につきましても、諮問事項となります。

以上で私の説明を終わります。

【小西部会長代理】 ご説明ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。遠藤委員、よろしくお願いたします。

【遠藤臨時委員】 質問等ではないんですけれども、今回、諮問がなされているという

ことで特段異論等はないのですが、これまで海技人材の確保のあり方に関する検討会で取りまとめられている内容とか、それから船員の働き方改革ですか、この辺も進められてきて、ある一定の成果が出ているという報告も聞いていますので、今後、今回の育児・介護に関係する省令案ですけれども、ぜひともこの辺はしっかりやっていただいて、できる限り若年船員の確保・育成に努められるような、いい取組なので、これはぜひとも実行していただきたいと思います。

以上です。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

この点につきまして、事務局から何かご説明いただくことがございましたらと思いますが、いかがでしょうか。

【尾崎船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。船員政策課の尾崎でございます。

先ほど遠藤委員からもお話しいただいたとおり、男女ともに仕事と育児、介護を両立できる社会の実現を目指して、必要な措置を講じたものと我々も考えておρισまして、これらの取組を促進することで、今後の船員の確保の観点でも非常に重要というふうに私どもも考えておりますので、その辺りを応援いただけると幸いです。

ありがとうございます。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

そのほかご質問等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかはないようでしたら、次回、ご説明いただきました2件の答申の決定に向けた議論をすることとしたいと存じます。つきましては、何かございましたら、遅くとも8月8日までに書面にて、事務局である船員政策課までご連絡いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。議題6の審議事項である「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方は、会場及びウェブ会議からご退室のほどよろしくお願いいたします。

(非公開・関係者以外退室)

【小西部会長代理】 本日、意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる

者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当であるという結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めてまいりたいと思います。

これで、本日予定された議事は全て終了いたしました。何かほかにごございますか。

事務局からお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 事務局の成瀬でございます。

冒頭に委員の交代につきましてご紹介させていただきましたが、船員部会臨時委員でございました小笠原委員、土屋委員におかれましては、交代により、先月の部会をもちまして退任されております。ご挨拶をいただく機会がなかったことは残念なことでございますが、ご紹介させていただく次第でございます。

小笠原委員におかれましては、平成30年10月の船員部会以降、6年9か月にわたりまして使用者委員としてご就任いただき、貴重なご意見を賜りました。また、土屋委員におかれましては、令和5年7月の船員部会以降、2年間にわたりまして使用者委員としてご就任いただき、貴重なご意見を賜りました。

事務局より、小笠原委員、土屋委員のご尽力に心より厚く感謝の意を表したいと存じます。誠にありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

私からも、小笠原委員、土屋委員のご尽力に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら、事務局よりお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 事務局でございます。次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第185回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には、会議にご出席いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —